

## 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	B8103	水車及びポンプ水車の模型試験方法	Methods for model tests of hydraulic turbine and reversible pump-turbine	この規格は、実物の水車及びポンプ水車の受渡試験に適用する模型水車及び模型ポンプ水車で行う模型試験方法について規定したものである。この規格は、IEC 60193及びIEC62097との差異が大きくなってきたこと、関連団体規格(JISME S008:2018)から物理現象に立脚した損失評価に基づいた水車性能換算法が改訂された背景を踏まえて、IEC 60193:2019を基礎としてJISME S008の換算理論をJIS独自に取り入れて2022年に全面的に改正した。その後、反動水車効率換算法のIEC 62097との比較(附属書E)において、半渦巻ケーシングをもつフランス水車及び軸流水車は、IEC 60193の換算法ではなく、この規格に取り入れた物理現象に立脚したJISME S008を基礎とした換算法(附属書D)にすべきといったことが指摘されるなど、より明確化を図るために追補改正が必要である。	本改正によって、受渡試験に適用する模型試験方法がより明確なものとなり、規格利用時に適切な理解が得られるとともに、取引の円滑化も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・比エネルギーに関する用語において、キャピテーション係数0の定義をより適切な表記とするため、“キャピテーション係数”の後に“0”を明記する。 ・圧力測定の測定孔及び接続配管の圧力配管において、より適切な内容とするため、“6 mm以下”を“6 mm以上”に改める。 ・IEC 62097換算法との比較において、半渦巻ケーシングをもつフランス水車及び軸流水車は、より適切なものとするため、物理現象に立脚したJISME S008を基礎とした換算法(附属書D)に改める。	—	IEC 60193:2019	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 水力発電設備	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月
JSA	05 電気	改正	C1910-1	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第1部:測定器に対する要求事項	Measurement of DC magnetic, AC magnetic and AC electric fields from 1 Hz to 100 kHz with regard to exposure of human beings – Part 1: Requirements for measuring instruments	この規格は、直流磁界並びに1 Hz～100 kHzの周波数帯域の準静的磁界及び電界への人体へのばく露レベルを評価するために、磁界及び電界の強度測定に用いる測定器について規定したもので、IEC 61786-1を基に、2013年に制定された。IEC 61786-1は、その後、2024年に、電磁両立性(EMC)に関する引用規格の改訂の反映を目的として、Amendment 1が発行された。この変更によって、特に免疫性要求事項が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、誤動作などが起きづらい電磁界測定が可能となり性能の改善に寄与する。また、国際的に共通の要求事項の下で方法を規定することによって、国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定器の仕様について以下の修正を行う。 －機器のイミュニティ・エミッション要求に関する引用規格をアップデートする。 －対応国際規格の“should”→“shall”への変更に伴う修正を行う。 －3軸の磁界測定器を使用することを推奨するとともにアナログメータに関する記載を削除する。 －電界計の支持棒の例として木製の指示棒を追加する。 ・校正に関する文書の記載事項について、「校正対象測定器の記述、状態及び明確な識別」を「校正対象測定器名、シリアルナンバーおよび状態の記述」とする。	—	IEC 61786-1	IDT	第2条の該当号: 4(性能)  対象事項: 電磁界強度測定器	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8473	ライティングダクト 電源用ダクトの安全性要求事項	Lighting busways- Particular safety requirements for power supply use	この規格は、IEC 61534-1:2011及びAmendment1:2014を基にして、定格電圧が単相交流 277 V 以下、又は二相交流若しくは三相交流 480 V 以下であって周波数が 50/60Hz で定格電流が 50 A 以下の電源用ダクトの安全性要求事項について規定している。 対応国際規格は、電気安全に必要な短絡保護及び短絡耐力の規定及び試験が必要であること、及び表示の耐久性を明確にするための試験方法の改善が要望されていた。このため、2020年にAmendment2が発行され、短絡電流から生じる熱応力及び動的応力に耐えられる構造要求及び試験が規定された。また、治具による表示の耐久性試験が追加された。 我が国も同様の状況であるため、国際規格との整合を図りながら、この規格を市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	この改正によって、電源用ダクトシステムにおける短絡に対する保護及び耐力が向上し使用者の安全性が向上する。また、表示の耐久性の適否判定が明確になり品質向上が図られる。さらに、国際規格との整合によって、我が国の電源用ダクトの国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・短絡保護及び短絡耐力に関する規定を新たに箇条18として追加する。 ・表示の耐久性試験に、試験用の治具を使用した試験方法を追加する。 ・短絡に関する要求事項が追加するため、用語及び定義(箇条3)に必要な用語を追加する。	—	IEC 61534-1:2011, AMD1:2014,AMD2:2020	MOD	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質及び性能)  対象事項: 電源用ライティングダクト	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気設備学会のWG	2025年1月
JSA	05 電気	改正	C61000-4-6	電磁両立性-第4-6部:試験及び測定技術-無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ	Electromagnetic compatibility(EMC) - Part 4-6: Testing and measurement techniques - Immunity to conducted disturbances, induced by radio-frequency fields	この規格は、周波数範囲150 kHz~80 MHzの意図する無線周波(RF)送信機から到来する電磁妨害に対する電気・電子装置の伝導性イミュニティ要求事項について、IEC 61000-4-6:2013を基に制定したものである。 対応国際規格は、改訂から10年が経過し、各試験所間の試験結果のばらつきの原因となり得る規定の不足について、すなわち、供試装置(EUT)のセットアップ、注入電力のフィードバック、デカップリングネットワークの特性の規定を追加して、2023年に改訂された。さらに、試験時間短縮を意図して、複数周波数を同時に印可する新たな手法も追加され、最新の技術水準を反映した規格となっている。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに最新技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、試験方法の定義が明確になり試験結果のばらつきが抑えられ、効率的な精度の良い認証試験を実施することによって、品質の改善、生産性の向上に寄与する。また、複数周波数を同時に印可する方式によって試験時間が短縮し、生産性の向上に寄与する。さらに、対応国際規格と整合することによって、国際的に共通の評価が実現し、国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・単一のユニットからなるEUTの試験セットアップにおいて、EUTと結合・減結合回路網(CDN)間を0.3m以下のケーブルで接続することが出来ない場合の配線方法について追記する。また、PE以外の接地用端子の配線方法について規定する。 ・試験方法において、事前のレベルセッティングで得られた進行波電力を印可する記載を明記する。 ・減結合クランプの特性において、試験結果のばらつきを抑制するため、減結合クランプの使用可能周波数、減結合係数、形状についての要求を新たに規定する。	—	IEC 61000-4-6	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月